

【資料3】 構造改革特区・地域再生提案のうち検討の対象とならないものの一覧

ご提案頂いた提案事項のうち、支障となっている具体的な規制が明確でないもの及び単なる税財源措置の優遇等を求めるものに該当する以下のものについては、今回の検討の対象とならないものとして扱います。

提案主体名	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	今回の検討の対象とならない理由
個人	土地区画整理事業地区内の土地の分筆登記に伴う共有持分について	土地区画整理事業地区内においても通常の土地の分筆や所有権登記と同様な取扱いとなるよう、所有者のニーズに合った土地利用の継続と地目設定を可能とすべきであり、不合理な固定資産税を課されることがないようにすべきである。	【一部検討対象外】 本提案のうち一部については、登録免許税等の減免を求めるものであり、単なる税財源措置にあたるため